

# 防府市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度実施要綱

平成23年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市国民健康保険条例（昭和44年防府市条例第30号。以下「条例」という。）第6条に規定する出産育児一時金（以下「一時金」という。）の受取代理制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受取代理制度」とは、防府市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の出産費用に充てるため、当該被保険者の属する世帯の世帯主が、一時金の受取の権限を医療機関等に委任することにより、当該医療機関等に対し防府市が一時金を支払う制度をいう。

2 この要綱において「医療機関等」とは、厚生労働省の定めるところにより受取代理制度の導入を届け出た医療機関等をいう。

(対象者)

第3条 受取代理制度を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の世帯主とする。

(1) 平成23年4月1日以降の出産に係る一時金の支給を受ける見込みがあること。

(2) 出産予定日まで2か月以内であること。

(手続)

第4条 受取代理制度を利用しようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、防府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年防府市規則第1号）第13条第1項に規定する国民健康保険出産育児一時金支給申請書（受取代理用）（以下「申請書」という。）（第1号様式の2）に、被保険者が出産予定日まで2か月以内であることを証明する書類、及び同一の出産につき条例第16条第2項に規定する給付の支給を別途申請していないことを示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、受取代理ができる上限額（以下「受取代理上限額」という。）を決定し、国民健康保険出産育児一時金受取代理

申請受付通知書（第1号様式）により、当該医療機関等に通知するものとする。

- 3 一時金の受取を委任された医療機関等は、被保険者が出産を行った場合、速やかに国民健康保険出産費用請求報告書（第2号様式）に出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（支払）

第5条 市長は、一時金の支給を決定したときは、国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書（受取代理）（第3号様式）により、申請者及び当該医療機関等に通知するとともに、当該医療機関等に受取代理上限額の一時金を支払うものとする。ただし、出産費用の請求額が受取代理上限額未満のときは、その額を受取代理額とし、残額を申請者に支払うものとする。

（届出）

第6条 申請者は第4条の規定による受取代理制度の利用を辞退するときは、速やかに国民健康保険出産育児一時金受取代理申請取下書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

（医療機関等の変更）

第7条 申請者は、緊急その他やむを得ず医療機関等を変更する場合であつて、申請取下げ及び再申請の時間的余裕がないときは、国民健康保険出産育児一時金受取代理人変更届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（返戻）

第8条 申請書の受付後に被保険者が出産育児一時金の支給対象者でなくなつたとき及び第6条の規定により申請者が申請の取下げを行ったときは、市長は、申請者に申請書を返戻するとともに、受取代理人である医療機関等にその写しを送付する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、受取代理制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様

防府市長

## 国民健康保険出産育児一時金受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の申請者(世帯主)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日	年 月 日			
被保険者証	記号	山6	番号	
申請者 (世帯主)	住所	〒 (フリガナ)		
	氏名	(フリガナ)		
出産予定日等	年 月 日 単・多(胎)			
出産予定者	氏名	(フリガナ)		
	生年月日	年 月 日		
貴院が受取代理 できる額の上限	円			

なお、出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者の出産後、貴院から、

- ・ 出産費用の請求書の写し  
※ 産科医療補償制度対象出産の場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が明記された請求書の写し
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を提出していただく必要があります。

出産後速やかに下記あて提出していただきますよう、お願いいたします。

(保険者名) 防府市

(所在地) 山口県防府市寿町7番1号

(宛先) 防府市長

(医療機関等) 所在地

名称

国民健康保険出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

被保険者証	記号	山6	番号	
申請者 (世帯主)	住所	〒 (フリガナ)		
	氏名	(フリガナ)		
出産予定者	氏名	(フリガナ)		
請求金額				円
出産費用請求書(写)	別添のとおり			
出産の事実を証明する書類(写)	別添のとおり			

様

防府市長

## 国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書(受取代理)

年 月 日付けで申請のありました 様のお産に係る国民健康保険出産育児一時金の支給については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

## 記

決定支給額			円
内訳	申請者支払額	円	
	医療機関等支払額	円	
支払年月日	年 月 日		
支払金融機関等			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県国民健康保険審査会（山口県山口市滝町1-1 山口県庁内）に対して、審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

(宛先) 防府市長

申請者  
(世帯主) 住所

氏名

国民健康保険出産育児一時金受取代理申請取下書

年 月 日に申請しました出産育児一時金の受取代理申請を下記のとおり取り下げます。

記

被保険者証	記号	山6	番号	
出産予定者	氏名	(フリガナ)		
	生年月日	年	月	日
出産予定日	年 月 日			
取下げの理由				
備考				

(宛先) 防府市長

申請者 (世帯主) 住所

氏名

被保険者証 記号・番号 山6一

国民健康保険出産育児一時金受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

甲( )は、乙( )を代理人と定め、年 月 日付で 委任した出産育児一時金の受領に関する権限について、乙に替えて、新たに丙( )を代 理人として定め、これを委任します。					
年 月 日					
甲の住所 (世帯主) 氏名					
乙の所在地 <sup>※</sup> (旧代理人) 名称 <sup>※</sup>					
電話 ( )					
丙の所在地 <sup>※</sup> (新代理人) 名称 <sup>※</sup>					
電話 ( )					
代理人の支払 金融機関等	預金 種別	口座 番号	口座 名義	(フリガナ)	

※「乙」・「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入が必要です。